

民間の指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の募集について

気候変動の影響により、国内の熱中症による死亡者数が増加傾向にあることを受け、熱中症対策の一層の強化のため、改正気候変動適応法が令和5年4月に成立し、令和6年4月に全面施行されました。

改正気候変動適応法では、令和3年度から全国運用してきた「熱中症警戒アラート」を法に位置付けるとともに、重大な健康被害の発生のおそれのある場合に発表する「熱中症特別警戒アラート」を創設するとともに、指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）を市町村長が指定できることとなりました。

これを受け、半田市では、令和6年5月から市内公共施設（8か所）をクーリングシェルターとして指定していますが、市民の命と健康を守るため、下記のとおり、協力いただける民間施設の募集を行います。

記

1. クーリングシェルターの概要

危険な暑さから避難できる場所として、市町村長が指定した施設であり、「熱中症特別警戒アラート」の発表中に、一般の方が一時的に休憩場所として利用できる施設です。（運用期間：毎年4月第4水曜日～10月第4水曜日まで）

2. 民間クーリングシェルターの主な指定基準

①熱中症特別警戒アラートが発表されたときは、施設が指定する受入可能日時に、供用部分を開放できること。

②冷房設備を有し、適切な維持管理がされていること。

※なお、指定には、半田市と協定を締結する必要があります。

3. 民間クーリングシェルターの募集

令和6年6月から随時募集

4. 募集方法

①半田市ホームページ掲載

②市報6月号掲載

③半田商工会議所メルマガで発信



シンボルマーク

5. その他

民間施設と協定を締結した後、速やかに施設情報を半田市ホームページ等で市民に公表します。

クーリングシェルターの出入口等にシンボルマークを掲示します。

【参考】半田市クーリングシェルター（公共施設）一覧（8か所） R6.6.4時点

施設名
半田市役所
瀧上工業雁宿ホール（半田市福祉文化会館）
乙川交流センターニコパル
半田空の科学館
亀崎公民館
上池公民館
住吉公民館
岩滑公民館